

---

## 荒川区立心身障害者福祉センターにおける 視覚障害訓練の現状と課題

荒川区立心身障害者福祉センター

石黒清子<sup>\*1)</sup> 山本 潔<sup>\*2)</sup>

---

### I. はじめに

近年、地域医療や地域福祉に対する関心や要望が高まっている。その中で、高齢者や障害者に対する在宅福祉の役割に言及し、地域福祉センターの拡充と強化について多くの提言がされている。荒川区においては、昭和48年6月に当センターが開所して以来、地域において、在宅障害者の福祉サービスをする、まさに、地域福祉センターとして実施している。その一部の事業として、視覚障害訓練を行っているので、その現状と課題について報告する。

### II. 当センター視覚障害訓練の動向

当センター開所と同時に、視覚障害訓練を区民のニーズに応じてきめ細やかに実施している。開所時においては、40～50歳代の中途視覚障害者が、開所するのを待っているようであった。しかし、乳幼児や児童の利用はほとんどなかった。

現在は、中途視覚障害者の利用が多く、その多くは、網膜色素変性症や全身疾患を伴う、糖尿病性網膜症などである。このことから、訓練内容のニーズが大きく変化し、さらに、乳幼児や児童においても保育園や幼稚園、保健所などの連携や学校の利用の頻度が高まってきている。

視覚障害訓練の動向を内容別に説明する。

---

<sup>\*1)</sup> いしぐろきよこ <sup>\*2)</sup> やまもときよし 荒川区立心身障害者福祉センター訓練係

〒116 東京都荒川区荒川1-53-9 電話 03-3891-6824 FAX 03-3891-6826

### 1. 日常生活動作訓練

中途で障害を負った利用者は、これまで何気なく行ってきた動作である「椅子に座る」「落とした物を拾う」などが、できなくなつて精神的に落ち込んでいる状態でかかわることが多いので、離着席動作、机上の探索、落とした物の拾い方、音や匂いなど日常生活上の手がかりを利用するなどの指導内容を行う事が多い。

また、身辺管理にかかわる、ひげそり、つめ切りなどは、利用者宅に訪問した場合を利用して、助言指導を行う事が多い。さらに、糖尿病や腎症などの食事療法を伴う全身疾患の利用者が増加しているため、「手ばかり」などを利用する食べ物の計量技術や知識にかかわる指導が必要になった。

社会福祉制度の普及により、ホームヘルパー・家事援助者との連携を必要とする内容が増加する傾向にある。

### 2. 歩行訓練

ガイドヘルパーが派遣利用される社会福祉制度の充実から、単独で目的地に到着させる内容だけでなく、手引きされての移動技術・援助依頼の受け方などが訓練に欠かせない重要な内容に変化してきた。また、血液透析の通院のために、夜間の歩行訓練などが多く実施されるようになった。

補装具である盲人安全杖（白杖）使用に際し、杖の長さの判定を当センターが行っており、視覚障害訓練利用者のみならず、区民一般を範囲として必要に応じて行っている。

### 3. コミュニケーション訓練

開所当時、視覚障害訓練利用者は、誰でも「点字を覚えたい」と訓練希望の高かった内容であった。しかし、最近は「盲人用ワープロを教えてほしい」と、利用者の訓練希望の内容が変化している。多くの視覚障害訓練利用者は、「点字」「盲人用ワープロ」とセットのようになり、極端に言えば「盲人用ワープロ」を打つために、その準備期間となっているのが、「点字」になっているのかもしれない。

また、定規ガイドを使った「墨字」の練習も欠かせなく、この目的とは、ホームヘルパー・家事援助者に買い物を依頼するときなどのメモ取りに使用し

ている。

#### 4. ロービジョン訓練

日常生活用具の制度拡大で、拡大読書器が支給となり、使用判定と、使用指導・訓練が平成5年度から新しく加わった。また、補装具である「色眼鏡」が、近隣の眼科医の判定で支給されるようになったため、必要に応じて一般区民を範囲としてかかわっている。さらに、遮光レンズや弱視鏡・単眼鏡・ルーペの紹介と、使用指導・訓練が増加している。

#### 5. 視機能指導

コミュニケーションのうまく取れない幼児や、脳性麻痺と知的障害を併せ持つ当センターの利用者に対して、視力検査や眼鏡の使用指導にかかわりを持っている。また、当区では、保健所で行われている「3歳児健診」の内容に視力検査が行われている。そこで、視力検査ができなかった3歳児が当センターの視覚障害訓練担当者に紹介される事となっている。

眼鏡の装着訓練は、長期的にかかわりが必要となり、特に、緊張タイプの脳性麻痺を持つ障害者に対しては、障害者（児）自身の努力よりも家族をはじめとする、かかわる周囲の協力が欠かせない内容を多く含んでいる。

#### 6. 作業指導

人生の途中で障害を負った中途視覚障害者は、就労意欲を強く持っている。そこで、就労機会の得にくい視覚障害者に対して作業グループを作り、就労の準備期間、さらに通所授産の役割として軽作業指導を行っている。

作業工程が7～10の「仕事内容」を地域の業者より協力いただいて実施している。現在は、慶弔袋と割箸の袋入れを長期に渡って行っている。作業日は、当センターが開所している時間の月曜日から金曜日の週5日間としている。作業時間は、体調の状態と家庭の中での役割などを考慮し、視覚障害利用者自身に主眼を置いて、フレキシブルタイムとしている。作業賃金は、視覚障害利用者が管理し、出勤日数で清算している。

以前は、視覚障害者の職業は、あんま・マッサージ・指圧師・鍼師・灸師と代表されてパターン化されていたが、全国統一国家試験となっている現在は、そのような養成所に入所するのも簡単ではなくなり、中高年の視覚障害者の就

労問題は大きい課題を抱えている。さらに、視覚障害者自身の個人の職業選択の範囲が拡大し、そのニーズに応えるのが急務になっている。

### III. 利用者の動向

当センターの開所時より視覚障害訓練利用者の実態についてまとめる。当センターの利用は、処遇会議において利用の承認をされた者が視覚障害訓練の利用者となる。

#### 1. 視覚障害訓練利用者数

表1 視覚障害訓練利用者数

性別	男	女	合計
入数	108	85	193
%	56	44	100

当センターの利用は、当荒川区民であれば、身体障害者手帳を保持していなくてもよく、また、年齢に関係なく誰でも利用できる。定期的な当センターの視覚障害訓練利用者は193人おり、その中で男子108人で、全体の56%を占めており、女子は85人と全体の44%を占めている（表1）。

#### 2. 当センター利用者状況と視覚障害訓練利用者数

##### （1）年齢階層別利用状況

表2 年齢階層別利用状況

年 階 層	乳幼児		児童		成 人		老 人		合 計		%
	部 門	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
理学療法	9	328	5	244	45	1489	29	526	88	2587	36
作業療法	2	34	1	21	29	791	17	346	49	1192	17
聴覚言語	17	234	10	193	15	773	11	251	53	1451	20
視覚障害	1	0	6	147	18	1367	5	428	30	1942	27
合 計	29	596	22	605	107	4420	62	1551	220	7172	100

\*平成7年度「荒川区立心身障害者福祉センター・事業概要統計」より

訓練の部門は、理学療法・作業療法・聴覚言語障害訓練そして、視覚障害訓練の4部門に別れている。視覚障害訓練の利用状況は、平成7年度において約2000人おり、この利用のほとんどが成人（19歳から64歳まで）の年齢層であり、特に、40代と50代の層に集中している（表2）。この年齢層は、「働き盛り・生計の中心者」であり、失明により職業を失うものが多い傾向にある。

受障後、日常生活の自立を獲得するため、さらに、職業を持つために当センターに来所している利用者が圧倒的に多い。しかし、日常生活にかかわる動作など地域において生活できるようにすることには、視覚障害訓練の技術を提供することで解決できる点があるが、職業を持つためのかかわりについては皆無というほど出口のない多くの問題がある。

## 2. 年齢階層別助言・指導の状況

表3 年齢階層別助言・指導の状況

部門／年齢階層	乳幼児	児童	成人	老人	合計	%
理学療法	101	24	432	225	782	50
作業療法	5	16	111	37	169	11
聴覚言語	146	16	13	320	495	32
視覚障害	7	32	79	2	120	7
合計	259	88	635	584	1566	100

\*平成7年度「荒川区立心身障害者福祉センター・事業概要統計」より

定期的に利用している視覚障害訓練利用者の他に、おもに当センターの利用者へのかかわりが多いが、他に一般区民に対して、視覚障害に対する相談などに助言・指導を行った状況である（表3）。助言・指導の内容は、脳血管障害を持つ肢体不自由者などに対して、「見え方」いわゆる視力についての相談や「見える範囲」について、それぞれの指導員や家族からの相談が多い。

また、老眼鏡の使用指導についての相談が多い。障害を受ける前には使えた

メガネを、使おうとしないなど精神的な変化についても相談が多くある。児童については、知的障害を持つ者に対し、「視力が測れない」「物の見方」が気になるなどの相談が多い。

#### IV. 視覚障害訓練に対する主訴

表4 視覚障害訓練に対する主訴内容  
及び希望者数

No.	主訴内容	人数	%
1	点字	66	34
2	養育	57	30
3	日常生活動作	24	13
4	歩行	23	12
5	職業	9	5
6	ロービジョン	7	4
7	オプタコン	3	1
8	ワープロ	2	1
	カナタイプ	2	
合計		193	100

視覚障害訓練を希望する利用者は、何と言っても『点字訓練』を希望することが多い。当センターは、利用者の希望をかなえ、できるだけ初回の面接時の希望する訓練から開始することとしている。その中で、利用者と話し合いを行い生活に役立つ訓練を行っていくようしている（表4）。

近年は、社会福祉制度の拡大がされているため、日常生活動作にかかわる例えば、「部屋の掃除」「買い物」などは、ホームヘルパーや家事援助者より援助が得られるので、視覚障害者自身が積極的に行おうとする内容となっていない傾向にある。また、ガイドヘルパー制度の活用により、視覚障害者の単独歩行の希望が低い傾向となっている。養育に対する視覚障害訓練の希望が多いのは、当センターの特徴とも言える内容と思われる。

当センターは、あらゆる障害に総合的にかかわりを持つリハビリテーションセンターのために、「視覚障害」にか変わることなく、視覚障害訓練にかかわる担当者が担う役割を持っているのである。「職業」に対する希望は、最近多くなる傾向にあり、中途視覚障害者の50

代の利用者に多く、「これから、3年間や5年間かけて理療の勉強をするよりも、残っている視覚で、できる仕事がしたい」と訴えている。

## V. 処遇内容

当センターを利用したいと訪れた区民に対し、当センターは、利用者の主訴を第一と踏まえ、処遇会議で検討を重ねて処遇内容を決定し、その後それぞれの訓練を開始していく。

視覚障害訓練の処遇内容の特徴として考えられるのは、次のとおりである。

### 1. 中途視覚障害者に日常生活訓練を行い、社会に復帰させていく。

この主な内容は、「点字訓練+日常生活動作訓練」、「点字訓練+歩行」「歩行+作業グループ」など一つだけの訓練内容ではなく、視覚障害者の生活や希望に応じて処遇内容を決定している。視覚障害訓練希望者の要望により必要に応じて、一般企業の就労にも積極的にかかわる処遇を行っている。

### 2. 視覚障害を持つ児童生徒については、普通学校と連携をとりながら、見やすい教材の作成や学習内容の補助を行う。

### 3. 視覚障害を持つ乳幼児に対しては、保育園や幼稚園などと連携を持ちながら養育にかかわるとともに、視力の向上にかかわる。

### 4. 知的な状態が重度、言葉のない幼児に対して、視力検査を行い養育にかかわる。

### 5. 理学療法・作業療法などの当センターの利用者に対して、視覚に対する相談に応じていく。

地域福祉センターにおける視覚障害訓練を担当者は、「視覚」にかかわるあらゆる内容にかかわりを持つ処遇を行っている。

## VI. 終了者の状況

視覚障害訓練の終了者の多くは、職業には結びつかないが、当センターの作業グループに属している。視覚障害者は、自宅内とその地域内外においてガイドヘルパー・ホームヘルパー・家事援助者などの社会福祉サービスを活用して生活が可能となり、社会参加ができるようになった状態であるので、積極的な

要素を多く含んだ自立生活が可能となっている。

また、三療師の養成所に入所した視覚障害利用者は、国家試験合格後、自宅内を改造して治療院を開設する者が多い。最近は、地域内の特別養護老人福祉施設にマッサージ師として就職するものが多くなってきた傾向にある。生活施設に入所した者もあり、単身で高齢である者は授産施設や盲老人施設などでゆとりある生活を送っているようである。

## VII. 今後の課題

糖尿病や腎症で血液透析を受ける重度・重複の視覚障害者が益々多くなる傾向にあるので、地域医療との連携が欠かせなくなっている。また、中途視覚障害者の就労ができる自主生産体制のある地域作業所などが必要である。

さらに、残された視覚を活用してできる、仕事内容を一般企業の中で探索して就労活動を活発にしていかなければならない。そのためには、これまで積極的に行っていなかった中途視覚障害者の就労に向けた啓発を行っていくことが重要な課題となってくる。

## VIII. おわりに

最近は、障害者の生活の場として、「地域」を原則にすることを多く言われており、その中で福祉サービスや訓練を受けることを目標にする事業が全国的に実施されるようになっている。しかし、当荒川区においては、23年前より『法外の福祉行政』の施設として行われてきた。

現在は、財政難で独自の事業を行うことは困難となってきているが、これまで行ってきた実績を踏まえて、今後も、一人ひとりのニーズにきめ細やかにかかわりを持ち、決して『技術の押し売り』だけに終わらせることなく、視覚障害者の生活全般を見極めた視覚障害訓練を担っていくつもりである。